

兵庫県稲美町農業委員会
令和3年10月定例会会議録

- 1 開催日時 令和3年10月25日（月）13時30分～14時20分
- 2 場 所 稲美町役場 新館3階 305会議室
- 3 議 事
報告第16号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（専決処理）」⇒承認（3件）
議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」
⇒許可（3件）
議案第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（1件）
議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（3件）
議案第36号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
議案第37号「農業経営改善計画の認定について」⇒適当
- 4 出席委員（13名）
1番・山本恵洋 2番・福田正人 3番・丸山治正 4番・福田 修
5番・坂本英正 6番・大西寿々代 7番・藤本勝彦
9番・久保敬治 10番・大西純子 11番・鳴瀬敏雄 12番・松尾芳夫
13番・大村信介 14番・高橋秀一
- 5 欠席委員（1名）
8番・丸尾信夫
- 6 事務局
局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人
2番・福田正人 委員 3番・丸山治正 委員
- 8 議 事
事務局： ただいまから令和3年10月定例会を開会いたします。
開会にあたり、稲美町農業委員会会長高橋が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には、「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしく申し上げます。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、13名の委員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、2番・福田正人委員、3番・丸山治正委員の両名をお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしく申し上げます。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第16号及び議案第33号から第37号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第16号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は3件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町国岡5丁目(愛宕池西)

地 目： 田

転用面積： 782㎡

設定する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 不動産販売業者

転用目的： 分譲住宅 4戸

土地利用計画： 周囲は既設擁壁あり。盛土造成後、戸建住宅を建築する。雨水は道路側溝に放流。汚水は公共下水に接続。

都市計画法第29条第1項に規定する「開発行為許可通知書(写)」添付

専決処理：令和3年10月4日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移転を伴う、分譲住宅への転用で、稲美町農業委員会として既に令和3年10月4日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町国岡5丁目（愛宕池西）

地 目：田

転用面積：902㎡

設定する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：不動産販売業者

転用目的：分譲住宅5戸

土地利用計画： 周囲は既設擁壁あり。盛土造成後、戸建住宅を建築する。雨水は道路側溝に放流。汚水は公共下水に接続。

都市計画法第29条第1項に規定する「開発行為許可通知書(写)」添付

専決処理：令和3年10月4日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移転を伴う、分譲住宅への転用で、稲美町農業委員会として既に令和3年10月4日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在：稲美町中村字八反坪（菊徳農住組合区画整理施工）

地 目：畑

転用面積：302㎡

設定する権利：使用貸借権

譲渡人：地元所有者

譲受人：町外在住者

転用目的：一般個人住宅

土地利用計画： 周囲はL型擁壁し。盛土造成後、戸建住宅を建築する。
雨水は道路側溝に放流。汚水は公共下水に接続。

専決処理：令和3年10月4日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、使用貸借権の設定を伴う、一般個人住宅への転用で、稲美町農業委員会として既に令和3年10月4日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長： それでは、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は3件です。
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町岡字東（出新田集落南方）

地目：田

面積：1,226㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元在住者

譲受人：地元農家

農機具：トラクター・田植機・自動車 各1台

栽培作物：水稻

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山本委員です。許可しても問題はないとの報告がありました。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和3年10月20日13時30分～16時00分までの間、13番・大村信介農地担当副会長補佐、5番・坂本英正委員、11番・鳴瀬敏雄委員及び事務局2人の5名で、申請地の現地調査を実施しました。
担当委員から調査結果を報告願います。

11番・鳴瀬委員： 申請地は、水稻の栽培がされていきました。譲受人は集落営

農の役員をしている熱心な農家で、申請地で水稻を栽培される予定です。許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町中一色字田中	田	99 m ²
	田	181 m ²
(中一色集落内)	合 計	280 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：相続で取得した地元在住者

譲受人：地元農家

農機具：トラクター・田植機・管理機等 確保済

栽培作物：野菜類・芋類・豆類

議長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本川委員です。許可しても問題はないとの報告がありました。

議長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

5番・坂本委員： 申請地は、ヘアリーベッチや野菜が栽培されていました。

譲受人は、農会長を務める熱心な農家で、申請地で野菜を栽培する予定です。許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在： 稲美町野寺字下南岡（野寺集落南西）

地 目： 田

面 積： 1, 0 8 0 m²

移動する権利： 所有権

譲渡人： 相続で取得した地元在住者

譲受人： 地元農家

農機具： トラクター・コンバイン・田植機・農用自動車等 確保済

栽培作物： 水稻

議 長： 「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大住委員です。許可しても問題はないとの報告がありました。

議 長： 「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

13番・大村委員： 申請地は、申請地西側農地とともに、これまでから譲受人が水稻の栽培を行ってきました。譲受人は農業委員の経験者でもあり、許可しても問題ないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

議 長： それでは、議案第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町印南字上場（手中の小出し跡北東）

地 目： 田

面 積： 4 2 0 m²

申請人：町外在住者

転用目的：分家住宅

土地利用計画：北側は水路を挟んで町道、東側農道、西側は水路を挟んで宅地、南は申請者の田。東側道路高さ程度まで盛土し整地する。敷地への出入りは東から。南申請人農地側は斜面仕上げ。雨水は北側水路に放流。汚水は北側町道敷設の集落排水へ接続予定。北側、西側のパイプライン用地についても盛土整地し、西側境界申請地内にU字溝を設け北水路へ排水する。残る農地への給水はバルブを北西角に移設。

都市計画法第43条第1項の建築物の新築許可申請書提出済み。令和3年4月定例会で農業振興地域整備計画の変更に対する意見を求められ、除外について同意した案件。

議長：「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は松原委員です。転用による農業用水・排水、道路や周辺農地への影響については問題ないが、給水バルブを申請地南側圃場へ移設する必要があるとの報告をいただいています。

議長：小委員会から調査結果を報告願います。

13番・大村信介農地担当副会長補佐：北と東に公衆用道路。西はパイプライン用地を挟んで宅地、南は申請者の所有する農地です。雨水は北の雨水枡から水路へ放流。汚水は北側町道敷設の集落排水へ接続する計画ですので、転用しても農地や道路への影響はないと思いますが、南の農地への給水のためバルブの移設が必要と思います。

議長：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長：それでは、議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は3件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町加古字上新田東	田	8 0 0 m ²
	田	1, 1 4 1 m ²
(上新田集落内)	合 計	1, 9 4 1 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：地元在住者・県外在住者共有

譲受人：自治会（地縁団体）

転用目的：公園

土地利用計画：北側は水路を挟んで町道、東側は水路を挟んで農地と宅地、南は宅地、西は宅地と太陽光発電。北側に重力式擁壁し、中央は水路に橋架する。東・南・西は法面施工。道路高さまで盛土整地し、真砂土仕上げ。周囲は境界内側にネットフェンスとU字溝設置、雨水はU字溝各会所から周囲の水路へ放流。既設の遊具を移設。

令和3年4月定例会で農業振興地域整備計画の変更に対する意見を求められ、除外について同意した案件。

議 長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は西川委員です。転用しても隣接農地や道路等に影響は無いと思うが、申請地周辺地域は排水に課題があると思われるので、造成方法で排水機能を確保することが望ましいと報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

11番・鳴瀬委員： 申請地及び周囲の状況を確認したところ、放流予定の水路が機能していない状態でした。申請地内のU字溝設置に加えて、排水先水路の整備が必要と思われます。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

7番・藤本委員： 機能していないとはどんな状態ですか。

11番・鳴瀬委員： 埋まっています。

議 長： 整備の見通しについて事務局から説明はありますか。

事務局： 現地調査の後、委員からの意見を申請者に伝えたところ、排水先の整備をするとのことでした。

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移動について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び所有権の移動が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在： 稲美町中一色字中岡（加古川市境）

地 目： 田

面 積： 407㎡

移動する権利： 使用貸借権

譲渡（貸付）人： 地元在住所有者

譲受（借受）人： 町外在住者

転用目的： 分家住宅

土地利用計画： 西側道路の高さまで盛土する。東貸付人農地側・南水路側は斜面仕上げ。雨水は南側水路に放流する。汚水は北側加古川市道に敷設の公共下水に接続する。

都市計画法第43条第1項の建築物の新築許可申請書提出済み
令和3年4月定例会で農業振興地域整備計画の変更に対する意見を求められ、除外について同意した案件

議 長： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本川委員です。転用しても隣接農地や農業用水には影響は無いとの報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

5番・坂本委員： 申請地は、数年保全管理された田です。北・西が道路、東は譲渡人の農地、南は水路です。汚水は北側加古川市道敷設の公共下水、雨水は南側水路へ放流する計画ですので、転用しても農地等への影響はないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在：稲美町印南字上場（上場集落内）

地 目：田

面 積：493㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元自営業・農業者

譲受人：町外在住者

転用目的：分家住宅

土地利用計画：南町道・東側道路の高さ程度まで盛土する。北・西農地側は斜面仕上げ。雨水は北側農地に放流する。汚水は南側町道に敷設の集落排水に接続予定。

都市計画法第43条第1項の建築物の新築許可申請書提出済み

事務局： 説明は以上です。

議 長： 「番号3」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は松原委員です。転用しても隣接農地や農業用水等には影響は無いとの報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

13番・大村委員： 申請地は南と東が道路、北と西は譲渡人が所有する農地です。汚水は集落排水に接続、雨水は申請地北側の田に放流する計画です。転用しても周辺農地や道路等への影響はないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」の転用及び所有権の移動について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり転用及び所有権の移転が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議 長： それでは、議案第36号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

この議案では、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に 2番・福田正人委員 が該当しますので、福田委員の退席を求めます。

(福田正人委員退席)

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）： 3件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 12件

申請筆数： 18筆

申請面積： 23,959㎡

「明細」町が作成する農用地利用集積計画

利用権を設定する申請者（借受者）： 2件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 1件

申請筆数： 4筆

申請面積： 7,284㎡

借受理由：経営規模拡大 2件

貸付理由：高齢により耕作できない 1件

「明細」中間管理機構が借受・転貸を同時に行う

利用権を設定する申請者（借受者）： 1件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 11件

申請筆数： 14筆

申請面積： 16,675㎡

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 借受人等について、地元の最適化推進委員へ調査依頼した案件はありません。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(退席の委員を除く全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

退席中の 2番・福田正人委員 は自席にお戻りください。

(福田正人委員、席に戻る)

議長： それでは、議案第37号「農業経営改善計画の認定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

農業経営改善計画の認定について
農業経営改善計画の概要

「1」 No.202109-02

申請者：農事組合法人 営農組合 代表理事（更新）

計画内容：水稲・大豆の作付面積・収量増、借入地増、汎用コンバイン・田植機・ドローン各1台取得、グループ作業化を行い後継者育成する。主たる従事者1名、1800時間、農業所得目標500万円

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。
「農業経営改善計画」について、計画が適当と判断される委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「農業経営改善計画」について「適当である」と報告することに決定します。

議長： 以上で、本日より予定しておりました議事は、全て終了いたしました。
委員各位のご協力に感謝申し上げます、令和3年10月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和3年10月25日

議長 高橋 秀一

委員 福田 正人

委員 丸山 治正